

陳情第 1 5 号		受理年月日	令和 7 年 2 月 1 9 日
付託委員会		保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	健康保険証とマイナ保険証の併用を求める意見書の提出について		
要 旨			
2024年 6 月 2 日、マイナンバー法等改正案が可決・成立し、2024年12月 2 日には健康保険証が廃止され、マイナンバーカードに保険証機能を持たせるマイナ保険証に原則一本化されることになった。 保険証の廃止は、マイナンバー法で任意とされているマイナンバーカード取得の事実上の義務化であり、法律上、大きな問題があると考えられる。 これまでの国会審議では、保険証が廃止されれば、障害者の方、認知症の方、御高齢の方など、マイナンバーカードの手続き、取得、管理が難しい方々が無保険扱いになるおそれが極めて高くなるなどの深刻な問題が次々と明らかになった。障害者の方がマイナンバーカードを申請した際に、背後に車いすのヘッドレストが写っていたので却下された、病気のために黒目がない方も、黒目が写っていないという理由で却下されたなどの事例が報告されている。また、福岡県保険医協会の調査（回答数108件）では、9 割超の高齢者・介護施設等が利用者・入所者のマイナンバーカードの管理、代理申請に対応できないと回答している。 そして、定期的な更新が必要なマイナ保険証に事実上一本化されれば、更新を忘れて無保険扱いになるリスクに、全ての国民がさらされることになる。 災害のときにも、電気が必要なマイナ保険証が十分に機能しないことは明らかである。 さらに、マイナ保険証に関しては、別人の情報が誤って登録されていたなど、生命、健康や個人情報に関わる重大なミス、医療機関に設置されているマイナンバーカード読み取り機器の不具合などが続いている。実際に、福岡県保険医協会及び福岡県歯科保険医協会の調査（回答数698件）では7 割の医療機関がトラブルがあったと回答している。			

(続 く)

現在、医療機関がマイナ保険証トラブルに何とか対応できているのは、経過措置で保険証が併存しているからで、保険証が完全に廃止されれば、トラブルで医療現場は大混乱に陥る。

マイナ保険証を持っていない方が原則申請して取得する資格確認書は、マイナ保険証登録者には原則交付されず、併用できないため、マイナ保険証利用時のトラブルに対応できない。従来の保険証のような交付する義務が明示されていない、申請なしで交付される当分の間がいつまでなのか不明、交付・非交付の区別が担当者にとって大きな負担など、多くの課題が指摘されている資格確認書では、国民皆保険を維持できないのは明らかである。

私たちはマイナ保険証や医療のデジタル化に反対しているわけではない。電車やバスに乗るときに交通系ＩＣカードと現金で購入する切符が併用できるように、医療にかかるときもマイナ保険証と健康保険証が併用できるようにしてほしい。国民の生命と健康を守るために、保険証を残してほしいだけなのである。

2025年８月に、福岡県内各市町村の国民健康保険の保険証は、完全に消滅する。もう時間がない。我が国が世界に誇る国民皆保険を守るために、健康保険証とマイナ保険証の併用を求める意見書を、速やかに国に提出していただくようお願い申し上げます。（意見書案は別紙のとおり）